

ト甚シ、

〔塵塚談_下〕倭製の砂糖始りし事安永の頃迄は異國舶來のみを用ひし事なり、唐土には唐太宗の時外國を是を送りける、是よりしてもちに始て砂糖ありとかや、平賀源内が述作せし物類品隣に砂糖の製方を委しく記たり、寛政元年の頃川崎驛葛西さかさ井邊にて造りしが、夏に至れば膠飴のごとし、たゞ翫弄にするのみ、商物にはならざりし然るに近頃は紀伊國四國邊にて造り出し、氷砂糖まで製造す、別して讃岐國産は雪白の如く、舶來にいさ、かおとらず、文化元年の頃よりして、菓子類に、商人ども専ら用ゆ、同八九年よりは、藥種屋は、舶來に交て商ふ事になり、向後異國より來らずとも、吾國に差支さらになし、同十年癸酉には、江戸中十の物七八分倭製を用ゆ、近歲迄皆人砂糖に限り、舶來の物とのみ心得たり、農業全書元祿九十年刊本の條に云、是れ常に人家に用ゆる物なる故、本邦の貴賤財を費す事尤甚し、中略未そのたねさへ此國になきものなれば、今こゝに略すと載たり、

〔先哲叢談_{後編六}〕永富獨嘯庵

嘯庵與長崎人飛鳥翰者相知、東洋塾交誼益密、與之談製糖之事、翰曰、有鄉里長慶者、尤精其製、曾受諸華人嘯庵使人召之、與兄某同就學之製造之法焉、後以說尾州侯、乃肇造之於名古屋、其精踰華製、傳播漸博矣、大獲利倍、裨益於其地、依之藥肆糖店、有暴富者、其製至今沿用之云、嘯庵自肇造糖於尾府、爲其製者既衆矣、兄某歸於鄉、製之長之萩府、先是官命長崎及平戶五島諸國製糖、以其法不精而罷、後僅數年、尾長之產流布四方、官乃疑其或出於姦竇、曆六年丙子、下有司三員於長、按檢其製、長大騷搶、藩之官吏以爲不利於藩、急錮兄某、又召嘯庵、相與幽囚之一日、有司檢覈其製、嘯庵乃悉其法、跡之極言利益民間之事數條、有司點視其言、大駭、精練便於世、直奏之政府、政府以爲產世珍、有官命免囚、後賞賜白銀、且令關東山陰諸州、頒其法製造之焉、